

三朝町立みささこども園指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

三朝町（以下「町」という。）は、三朝町立みささこども園の管理運営業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び三朝町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年三朝町条例第 30 号）の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 施設概要

施設の概要は、次のとおりです。

- (1) 名称 三朝町立みささこども園（以下「みささこども園」という。）
- (2) 所在地 鳥取県東伯郡三朝町大字横手 37 番地 1
- (3) 認可年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (4) 施設の範囲

ア 敷地面積 6,312.87 ㎡（園舎、屋外運動場、プール、その他）

イ 建物概要

建 築 年	平成 25 年 2 月 28 日竣工
建物構造	木造平屋建
延床面積	1,395.68 ㎡
施設内容	○主な内容 職員室（48 ㎡）、3 歳以上児保育室（63 ㎡×3 室）、 2 歳児保育室（48 ㎡）、乳児室（30 ㎡）、ほふく室（62 ㎡）、 一時保育室（15 ㎡）遊戯室（198 ㎡）、調理室（96 ㎡）など ※各室の面積は、現在の利用状況によるもの ○その他 屋外遊具、プール

※配置図、施設等の図面は、募集要項の配布期間中に町民課で閲覧できます。

ただし、子育て支援センター利用部分（上記面積のうち 165.0 ㎡）は町で管理運営するものとする。（範囲については、別添図面を参照）

園内敷地の駐車場については、みささこども園の保護者及び子育て支援センターの利用者の共用となることから別途協議により調整を行います。

ウ 指定管理物件以外の関連する物件の概要

現在、職員駐車場等として使用している次の町有地は、施設の運営に当たって必要がある場合について、三朝町公有財産事務取扱規則（平成 20 年三朝町規則第 15 号）の規定により、用途に応じて有償又は無償（現行と同用途で使用する場合）で貸付契約を行うものとします。

土地	地目	地積	備考
大字横手字光東 101 番 1	雑種地	860.13 ㎡	子育て支援センターの職員の駐車場も兼ねている

(5) 定員 115 人 (0 歳児～5 歳児)

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる者	15 人	
子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者	0 歳児	9 人
	1～2 歳児	34 人
	3～5 歳児	57 人
	計	100 人

(6) 教育・保育時間

教育標準時間

教育標準時間 (8 時間) (平日)	
通常	午前 8 時 15 分～午後 4 時 15 分
延長預かり	午前 7 時 15 分～午前 8 時 15 分 午後 4 時 15 分～午後 7 時 30 分

保育時間

保育標準時間 (11 時間 15 分) (平日・土曜日)		保育短時間 (8 時間) (平日・土曜日)	
標準時間	午前 7 時 15 分～ 午後 6 時 30 分	通常	午前 8 時 15 分～ 午後 4 時 15 分
延長保育	午後 6 時 30 分～ 午後 7 時 30 分	延長保育	午前 7 時 15 分～ 午前 8 時 15 分 午後 4 時 15 分～ 午後 7 時 30 分

(7) 休業日

ア 日曜日

イ 国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

3 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

4 引継ぎ期間

協定締結日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。

5 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、町議会の議決事項ですので、令和 2 年 9 月の町議会定例会(予定)において議決された後に町長が指定した時点で確定します。なお、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定期間の中途であっても指定を取り消す場合があります。

6 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。ただし、業務を一括して他の事業者へ委託することはできませんが、部分的な業務については、専門の業者に委託できるものとします。

(1) みささこども園の事業運営に関する業務

- ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する乳児又は幼児に対する保育
- イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 23 条各号に掲げる目標が達成されるような保育
- ウ 給食の実施
- エ 児童福祉法第 48 条の 4 に規定する情報提供、保育相談等
- オ 管理運営に関する経理
- カ 事業報告等に関すること
- キ その他事業の運営上必要と認められる業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務（子育て支援センターの用途に利用する部分を除く。）

- ア 施設の維持管理に関する業務
- イ 設備・備品等の維持管理に関する保守業務
- ウ その他施設及び設備の維持管理上必要と認められる業務

7 特別保育事業等

指定管理者は、上記 6 に定める業務に加え、特別保育事業として次の業務を行うこととします。

(1) 町が委託する事業

- ア 三朝町一時預かり保育事業実施要綱（平成 12 年三朝町告示第 43 号。以下「一時預かり実施要綱」という。）に基づく事業（以下「一時預かり保育」という。）

(ア) 事業内容

一時預かり実施要綱に定めるとおり

(イ) 職員配置

事業実施に必要な職員数を配置すること

(ウ) 給食提供

必要に応じて提供すること

(エ) 利用料等

利用者から徴収する利用料は一時預かり実施要綱に定める額とし、給食費実費相当分を含むその全てを指定管理者の収入とします。

- イ 三朝町一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（平成 30 年三朝町告示第 46 号）に基づく事業（以下「延長預かり」という。）

(ア) 事業内容

一時預かり実施要綱に定めるとおり

(イ) 職員配置

事業実施に必要な職員数を配置すること

(ウ) 利用料等

利用者から徴収する利用料は一時預かり実施要綱に定める額とし、その全てを指定管理者の収入とする

ウ 三朝町障害児保育事業実施要綱（平成 20 年三朝町告示第 38 号。以下「障害児保育実施要綱」という。）に基づく事業（以下「障がい児保育」という。）

(ア) 事業内容

障害児保育実施要綱に定めるとおり

(イ) 職員配置

事業実施に必要な職員数を配置すること

エ 三朝町延長保育実施要綱（平成 25 年三朝町告示第 15 号。以下「延長保育実施要綱」という。）に基づく事業（以下「延長保育」という。）

(ア) 事業内容

延長保育実施要綱に定めるとおり

(イ) 職員配置

事業実施に必要な職員数を配置すること

(ウ) 利用料等

利用者から徴収する利用料は延長保育実施要綱に定める額とし、その全てを指定管理者の収入とする。

(2) 指定管理者応募者の提案により実施を検討する事業

休日保育等の上記に定めのない事業については指定管理応募者の提案により、事業実施の是非及びその詳細について検討を行うこととします。

8 指定管理料等

(1) 管理に要する費用について指定管理者は、町が支払う指定管理料及びその他収入をもって施設の運営管理に充てるものとします。

(2) 指定管理者の収入について

次の収入は、指定管理者の収入とします。

ア 指定管理料

イ 利用料（延長保育等の特別保育事業）

ウ その他収入

(3) 指定管理料の算定及び支払時期について

町は、指定管理業務に必要な経費として、以下の経費相当額を指定管理料として支払います。ただし、年度中途において、国又は県により補助額（算出基礎）の改定が行われた場合には、変更後の内容を適用するものとします。

なお、延長保育及び延長預かりについては、現在、実施している時間帯（午前 7 時 15 分～午後 7 時 30 分）を対象に支払いますが、それ以上に、延長保育を実施（提案）した場合の経費は、指定管理者の負担とします。

項目	委託費等（算出基礎）	支払時期
ア 通常保育費	みささこども園を私立認定こども園とした場合において、子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項の規定により算定した	月初日入所児童数に 応じて毎月支払う （月途中の入退所に

		費用の額 ※ ただし、加算の項目は、次のものとし、その他の加算については別途協議する。 ・ 処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ ・ 3歳児配置改善加算 ・ 副食費徴収加算 ・ 冷暖房設置加算	については翌月精算)
特別保育事業等	イ 一時預かり保育	子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める補助基準額	指定管理者の請求により、翌年度5月31日までに支払う
	ウ 延長預かり及び延長保育	みささこども園を私立認定こども園とした場合において、子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める基準額により算定する額（延長預かりの利用に係る部分においては、延長保育事業の利用とみなして算定する）	町と指定管理者で協議して決定
	エ 障がい児保育事業	配置職員一人当たりにつき町長が別に定める非正規職員単価（参考：令和元年度月額164,750円）により算定した額	指定管理者の請求により、翌年度5月31日までに支払う
	オ 低年齢児受入施設保育士等特別配置事業	鳥取県保育士等配置促進事業費補助金交付要綱に定める算定基準額により算定した額	指定管理者の請求により、通常保育に係る指定管理料と併せて支払う

（４）施設利用料相当額の徴収

指定管理者は施設利用料相当額（年額1,260,200円）を町へ支払うこととし、支払時期等については、別途協議の上、定めることとします。

（５）建物に係る修理、修繕等について

建物の修理、修繕等は、町で実施し、その費用を負担します。ただし、10万円未満の軽微な補修については、即応性や効率性の観点から基本的に指定管理者が実施するものとし、補修費用については、原則として毎月の委託料に加算する精算方式とします。

9 関係法規の遵守

みささこども園の管理、運営にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施してください。

- （１） 地方自治法
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- （３） 児童福祉法
- （４） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- （５） 子ども・子育て支援法及び同法関係法令

- (6) 三朝町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- (7) 三朝町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年三朝町規則第 15 号）
- (8) 三朝町情報公開条例（平成 11 年三朝町条例第 23 号）
- (9) 三朝町情報公開条例施行規則（平成 11 年三朝町規則第 21 号）
- (10) 三朝町個人情報保護条例（平成 12 年三朝町条例第 30 号）
- (11) 三朝町個人情報保護条例施行規則（平成 12 年三朝町規則第 29 号）
- (12) 三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成 19 年三朝町条例第 24 号）
- (13) 三朝町保育所の管理に関する規則（平成 20 年三朝町規則第 21 号）
- (14) 鳥取県認定こども園に関する条例（平成 20 年鳥取県条例第 43 号）
- (15) 鳥取県認定こども園に関する条例施行規則（平成 26 年鳥取県規則第 53 号）
- (16) 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成 24 年鳥取県条例第 79 号）
- (17) 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年三朝町条例第 24 号）
- (18) 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
- (19) その他保育所の管理運営に適用される法令

10 物品の管理等

物品の管理等については、次のとおりとします。

- (1) 町が所有する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。なお、物品のうち備品については、備品整理簿を備え、処分等を行う場合は、町に協議を行うこと。
- (2) 指定の期間内で使用する備品、保育用消耗品及びその他消耗品等は指定管理者が調達すること。
- (3) 指定管理者が自ら購入し、又は搬入した備品については、指定管理者の所有とする。

11 管理、運営に係る責任分担について

指定管理者が行う管理、運営に関する町と指定管理者との責任分担については、別紙のとおりとし、その他必要な事項については協定で定めることとします。

12 人員の配置

人員の配置は、次に掲げる常勤職員を配置するほか、業務を行うため適正な人員を配置するものとします。具体的な人員配置については、事業計画書（様式 2）により提案してください。

職 種	人 数
園 長	1 名（専任） 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、保育施設において 2 年以上の良好な勤務実績を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、園長として相応しい資質を有するもの。

主任保育士	1 名（専任） 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、保育所又は幼稚園において 20 年以上の実務経験がある保育士で、主任保育士として相応しい資質を有するもの。
保育士	相当数 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、保育士証を有する者を配置すること。
調理員	1 名以上 調理師資格を有する者を 1 名以上配置すること。
その他職員	非常勤の嘱託医として、内科及び歯科医師を 1 名配置し、園児の健康診断及び健康管理に努めること。

（注 1）常勤保育士の勤務時間帯の調整及び休暇等に対応するため、フリーの保育士を配置すること。

（注 2）延長保育（延長預かりを含む。）の実施にあたっては、上記の常勤職員の勤務体制を補佐するための非常勤保育士を配置すること。

（注 3）配置する人員の勤務形態は、労働基準法を遵守し、みささこども園の運営に支障をきたすことが無いよう努めること。

（注 4）職員の資質向上を図り、みささこども園の管理、運営に必要な研修を実施すること。

（注 5）職員の安定的、継続的な雇用を図り、町内の幼稚園・保育士資格を有する者を積極的に採用するよう努めること。

13 事業報告に関する事項について

（1） 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を掲載した業務に関する報告書を町に提出することとします。

ア 管理業務の実施状況及び利用状況

イ 管理施設の利用に係る料金の収入実績

ウ 管理に係る経費の収支状況

エ その他、管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

（2） 町は、みささこども園の管理の適正を期するため、指定管理者に（1）のほか定期的に又は必要に応じ臨時に業務に関する報告を求めることができるものとします。

（3） 指定管理者は、（1）及び（2）による報告について、町に協力するものとします。

14 その他

その他、次に掲げる事項について、遵守してください。

（1） 特別保育事業等の拡大

延長保育、障がい児保育、乳児保育等の保育サービス拡大に積極的に努めること。

（2） 安全・衛生管理等

ア 火災予防を徹底するとともに、防火管理者を置き、非常事態に対応できる体制を整えておくこと。

イ 緊急時の対策及び防犯、防災対策、衛生管理については、日頃から職員の意識啓発を図り、指導及び訓練等を適切に実施すること。

ウ 事故が発生した場合は、その原因、状況及び対応について速やかに町へ報告を行うこと。また災害その他の事由により施設の使用制限を行う必要がある場合においても同様とする。

(3) 地域及び保護者との連携及び苦情処理

ア 保護者の意見、要望を聞く取り組みを積極的に行い、その意向に配慮すること。また、苦情処理体制の整備については、対応手順を明確にし、児童福祉施設の設置及び運営に関する基準第14条の3に基づき、適切かつ迅速に対応すること。

イ 園児の送迎が近隣住民に影響を与えることのないよう保護者へ十分に周知するとともに、園周辺の安全管理に努めること。

ウ 近隣住民に教育及び保育についての理解を得るとともに、協力関係を構築するなど、円滑な園運営に努めること。

(4) 損害賠償等

指定管理者は、故意又は過失により施設又は設備を損傷又は滅失した場合は、それにより生じた損害を町に賠償しなければならない。また、本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

(5) 虐待行為の予防と早期発見

保護者等から虐待を受けていると疑われる児童を発見した場合は、三朝町要保護児童対策地域協議会及び関係機関に速やかに通告すること。

(6) 基本協定書及び年度協定書

指定期間における基本的な事項に係る部分については基本協定書を、また、指定管理料等の確認のための年度協定書を取り交わすものとする。

(7) 運営、活動の継続

ア 移行に伴う在園児への影響が最小限になるよう努め、現在の教育・保育指導計画等の継続に配慮すること。

イ 保護者会などの組織は継続するものとし、活動内容については保護者と協議を行い、活動支援をするほか、活動の場を提供すること。

ウ 町が主催する園長会、調理員会、町や町教育委員会が主催する会議へ出席すること。

エ 町の教育・保育計画に基づき実施する英語活動などの実施に協力すること。

(8) その他

ア 施設の適正な管理運営のため、日常の清掃、施設等点検及び保守管理を行うこと。

イ 施設は園の運営及び町が認めた事業以外には使用しないこと。

ウ 物品の持参や費用に関し、他の町立園の基準を超える新たな負担を保護者に求めないこと。(ただし、保護者会等で保護者の同意が得られた場合を除く。) また、理由の如何を問わず保護者に寄附を求めないこと。

エ 給食については、地産地消を推進するとともに、町内各園の調理員で組織する調理員会に参画し、毎月のメニューを定め現場調理を行うこと。また、アレルギー対策が必要な児童については除去食の提供等、適切な対応を図ること。

オ 園の管理運営に当たっては、町内事業者への発注に努めること。

カ 宗教的行事及び政治活動は行わないこと。

キ 選挙時においては、こども園を投票所として指定する場合がある。この場合においては、町の担当職員と協議、調整の上協力すること。

ク その他、本募集要項に記載のない事項については、町と協議を行うこと。

15 応募資格等

(1) 応募資格は、次のとおりとします。

ア 鳥取県内に主たる事務所がある社会福祉法人であり、申請時に現に保育所（保育所型認定こども園を含む。）を3年以上運営しており、十分な保育実績を有すること。

イ 児童福祉事業について熱意と誠意を有するとともに、町の教育及び保育行政に協力できる者であること。

ウ 教育及び保育運営に必要な経営基盤及び社会的信望を有すること。

(2) 応募者の制限

(1)の要件にかかわらず、社会福祉法人又はその代表者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、町又は他の地方公共団体から一般競争入札の参加者資格を取り消されている場合

イ 国税及び地方税を滞納している場合

ウ 法人の役員に意思能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいる場合

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定により町又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けたことがある場合

オ 募集受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人である場合

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている場合

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及びその統制下にある団体又は構成員である場合、又はその利益となる活動をおこなっている場合

16 事業の継続が困難になった場合等の措置

(1) 管理運営業務開始前までの期間

指定管理者の管理運営業務開始前までの期間（指定管理者の候補者の決定～令和3年3月31日）に、指定管理者の候補者又は指定管理者が、次の事項に該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとします。この場合において、町は、申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として決定できるものとします。（第2位の申請者について、同様の事態が発生した場合は第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うものとします。）

ア 三朝町議会により当該候補者を指定管理者に指定する議案が否決されたとき。

イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こす等指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

エ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が発生したとき。

(2) 管理運営業務開始後

指定管理者の管理運営業務開始後（令和3年4月1日以降）に事業の継続が困難になった場合等については、次のとおり取扱うものとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、町は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。この場合において、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

イ 不可抗力等による場合

自然災害その他の不可抗力等、町及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、町は指定の取消しを行うものとします。

17 指定管理者の募集及び選定スケジュールの予定は、次のとおりです。

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和2年5月18日（月） |
| (2) 募集説明会及び施設見学会の開催 | 令和2年6月14日（日） |
| (3) 募集要項等に関する質問の受付 | 令和2年6月15日（月）から6月22日（月）まで |
| (4) 募集要項等に関する質問の回答 | 令和2年6月29日（月）まで |
| (5) 応募書類の受付 | 令和2年7月1日（水）から7月15日（水）まで |
| (6) 選定委員会及びヒアリングの開催 | 令和2年7月下旬から8月上旬まで |
| (7) 審査結果の通知 | 令和2年8月中旬 |
| (8) 指定管理者の指定の議会議決 | 令和2年9月 |
| (9) 指定管理者の指定 | 令和2年9月末（予定） |
| (10) 指定管理者の公表 | 令和2年9月末（予定） |
| (11) 指定管理者との協定締結 | 令和2年10月初旬（予定） |
| (12) 指定管理者との引継ぎ | 協定締結日から令和3年3月31日まで |
| (13) 指定管理者の管理運営の開始 | 令和3年4月1日（予定） |

18 募集要項の公表及び配布

- (1) 取扱期間 令和2年5月18日（月）から令和2年5月25日（月）まで
（土日祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分）
- (2) 取扱場所 三朝町民課子ども支援室
〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2
TEL : 0858-43-3505(直通) FAX : 0858-43-0647
E-mail : kodomoshien@town.misasa.tottori.jp
※三朝町のホームページからもダウンロードできます。
<http://www.kosodate-misasa.jp/1101/15957.html>

19 募集説明会及び施設見学会の開催

募集要項に関する説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。参加申込書（様式 6）に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかで申し込んでください。なお、募集説明会への参加がない場合でも、この募集要項に基づいて応募書類を提出することは、できます。

- (1) 開催日時 令和 2 年 6 月 14 日（日）午前 9 時 30 分から 1 時間程度
- (2) 開催場所 みささこども園（鳥取県東伯郡三朝町大字横手 37 番地 1）
- (3) 申込期限 令和 2 年 6 月 5 日（金）午後 5 時 15 分まで
- (4) 申 込 先 三朝町町民課子ども支援室

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬 999 番地 2

TEL : 0858-43-3505(直通) FAX : 0858-43-0647

E-mail : kodomoshien@town.misasa.tottori.jp

- (5) 留意事項 申請書を提出する場合は、原則として参加してください。

20 質問の受付

募集要項等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 2 年 6 月 15 日（月）から令和 2 年 6 月 22 日（月）まで
午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式 7）で郵送、FAX 又は電子メールにより提出してください。
電話 による質問は、受け付けません。
- (3) 提 出 先 19(4)の申込先に同じです。
- (4) 募集要項等に関する質問の回答
質問に対する回答は、令和 2 年 6 月 29 日（月）までに全質問者に対して一括して郵送、FAX 又は電子メールにて行います。

21 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和 2 年 7 月 1 日（水）から令和 2 年 7 月 15 日（水）まで
（土日祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
- (2) 提出方法 持参又は郵送のいずれかにより受付期間内に必着するよう提出してください。
- (3) 提 出 先 19(4)の申込先に同じです。

22 提出書類

- (1) 申請書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 収支予算書（様式 3）
- (4) 事業者に関する書類（任意様式）
 - ア 定款の写し、役員名簿など組織に関する事項について記載した書類、登記事項証明書、法人以外の団体にあつては会則等これらに準ずるもの
 - イ 前事業年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び従業員数（常勤、非常勤）

- ウ 法人の印鑑証明書、法人以外の場合は、代表者の印鑑証明書（申請日前 3 カ月以内に交付されたもの）
- エ 前年の納税証明書（国税及び地方税）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した書類
- オ 誓約書（様式 4）
- カ 法令遵守に関する申告書（様式 5）
- キ 当該法人等概要書（設立趣旨、事業内容のパンフレット等、団体の概要がわかるもの）
- ク 現在運営している施設及び事業の概要、貸借対照表及び損益計算書
- ケ 現在運営している施設に係る指導・監督官庁の指導検査結果（直近 2 回分）
- コ 第三者評価結果又は利用者アンケート結果（実施している場合）
- (5) 応募資格チェック表（様式 9）
- (6) 提出書類一覧表（様式 10） 応募書類は、フラットファイル等で綴り、インデックスを付け分かりやすく整え、表紙・背表紙に法人名を表示してください。＊提出部数は、6 部（原本 1 部、コピー 5 部）提出してください。（書類は、A 4 判 両面印刷 左とじ）
- (7) 費用負担
応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- (8) 応募書類の取扱い
 - ア 申請者の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した申請者に帰属します。なお、指定管理候補者の選定にあたり、事業内容を公表する場合その他町長が必要と認める場合は、町は、提出書類の全部又は一部を使用することができるものとします。
 - イ 必要に応じ、後日に提出書類の追加を求める場合があります。
 - ウ 提出された書類の返却は、行いません。
 - エ 提出された書類の内容を変更することは、できません。
 - オ 応募書類等に記載されている個人情報、指定管理候補者の選定の目的以外に使用しません。
- (9) 失格事項
申請者が次の要件に該当する場合は、失格とする場合があります。
 - ア この募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
 - イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
 - ウ 別に規定する選定委員会の委員に個別に接触したとき。
 - エ 応募書類に虚偽又は不正があったとき。
 - オ 応募書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
 - カ その他不正な行為があったとき。
- (10) 応募辞退
応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式 8）を提出してください。

23 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

提出書類及びヒアリングにより審査し、指定管理者の候補者を選定します。ただし、候補者として適正でないと認める場合は、候補者を選定しない場合があります。

(2) 選考基準

指定管理者の候補者の選考基準は、次のとおりとします。

審査項目	審査内容
1. 教育及び保育内容に関する こと	指定管理者の指定を申請した理由 教育及び保育に関する理念・運営方針 教育及び保育の基本方針に基づく教育及び保育の計画について （各年齢に応じた保育計画） 一日の保育の流れ年間行事計画 給食（おやつ）等に対する考え方について 保護者との連携について 地域や関係機関との連携について 苦情解決の対応について 児童虐待の早期発見対策及び対応について
2. 施設維持管理に関する こと	施設、設備等の維持管理の方針 施設の保守点検、警備、修繕等の考え方 経費節減の方策
3. 安全衛生管理に関する こと	児童及び職員の健康管理や衛生管理に対する考え方について 安全・危機管理に対する考え方（不審者等に対する計画） 非常災害対策方法について（地震、台風、火災などの自然災害 に対する防災計画）
4. 管理運営体制に関する こと	職員体制（配置する人材、人員数及び勤務体制） 人材確保及び採用方法 職員の雇用に関する考え方 職員の育成（職員研修体制）、職員の福利厚生
5. 運営委員会の設置に関 すること	運営委員会の設置についての考え方（構成、回数、内容等含む）
6. 引継ぎに関する こと	引継ぎに対する考え方 現在在職している町の会計年度任用職員（保育士、調理師等） の継続雇用について
7. 特別保育事業・自主事 業提案等に関する こと	特別なカリキュラムの提案について その他の提案について
8. 法人等の実績及び経営 管理に関する こと	法人等の実績 法人等の経営基盤及び経営状況 収支計画（5年間）
9. その他	その他 本町が想定していない提案

24 選定結果等の通知及び公表

- (1) 選定結果は、応募書類を提出した申請者に対して速やかに通知します。また、指定管理候補者を選定した後、ホームページへの掲載等により公表します。
- (2) 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために町議会に提出する場合があります。
- (3) 応募書類その他の提出された書類や審査結果について、三朝町情報公開条例に基づ

く開示請求があった場合は、同条例第7条に規定する不開示情報を除き、開示します。不開示情報とは、個人情報、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれのある情報等をいいます。

25 指定期間開始における引継ぎ

指定管理者は協定締結後、業務の引継ぎについては次のとおりとします。

(1) 引継ぎ業務について

ア 運営責任者及び園長予定者は、引継ぎ開始以降、現在のみささこども園の運営方針や運営状況を把握した上で指定管理による運営について保護者に説明し、十分な理解を得ること。また、保護者からの疑問や要望に対して誠意を持って対応・回答すること。

イ 園長予定者又は主任保育士予定者は、引継ぎ開始以降、みささこども園の保護者会役員会等にてできる限り出席し、保護者会の状況や保護者一人ひとりのニーズを把握し、指定管理による運営開始後の円滑な保護者との関係を構築すること。

ウ 園長予定者又は主任保育士予定者は、引継ぎ開始以降、みささこども園の行事に出席し、行事の内容や準備・進行状況を詳細に把握し、指定管理による運営開始後の行事をスムーズに行うこと。なお、令和2年4月1日から協定締結日までの期間における行事等の把握については、町において画像等を記録し指定管理者に提供するものとし、指定管理者は委託開始後、これらの行事等の実施にあたり、必要に応じて助言及び指導の支援を町に対して要請することができるものとする。

エ 運営責任者及び園長予定者は、引継ぎ開始以降、町職員及び保護者等を交えて適宜会議を開催し、スムーズに運営開始ができるよう調整すること。

(2) 引継ぎにおける費用負担について

協定締結の日から令和3年3月31日までの引継ぎ期間において、必要書類作成や各種印刷物作成、保育事務の引継ぎ等の業務に係る一切の費用は、指定管理者の負担とします。

26 選定された指定管理候補者との協議

選定された指定管理候補者と細目を協議します。

27 協定の締結

指定管理候補者と議会の議決後により指定管理者として指定された後、管理に関する協定を締結します。

28 議決が得られなかった場合の費用の取り扱い

議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、町は補償しません。

29 担当部局 19(4)に同じ。

別紙 1

種別	内 容	負担区分	
		町	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利変動に伴う経費の増		○
地域住民及び施設利用者の対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望等の対応		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼすもの	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼすもの		○
協定の不履行	町の都合によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生		○
施設・設備の損傷による修繕	天災その他不可抗力又は第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの ※	○	
	法令改正により必要となった施設躯体・設備の修繕（施設利用者の生命身体の安全確保のため改修が必要となった場合）	○	
	上記以外で施設（設備）の効率的な運営を図るために行った修繕		○
	管理運営上の瑕疵による施設（設備）・備品等の損傷		○
	日常的な維持管理が可能な施設（設備）に付随する消耗品等の交換（定期交換部品を含む）		○
	施設及び町が整備した備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの ※	○	
	指定管理者が取得した設備・備品に係る維持修繕		○
資料等の損傷	管理者として注意を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への損害賠償	指定管理者の管理、運営によるもの		○
	町の責任と認められるもの	○	

※10 万円未満の軽微な補修については、即応性や効率性の観点から基本的に指定管理者が実施するものとし、補修費用については、原則として毎月の委託料に加算する精算方式とする。なお、請負業者の選定及び契約手続き、補修費精算等の詳細については協定で定める。

別紙2 現行施設の状況

1 入所状況

平成25年度から令和元年度までの子どもの入所状況

利用定員	年齢	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1	
		4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月	4月	3月
115名	0歳	0	6	5	11	6	9	4	10	4	8	4	10	2	6
	1歳	12	13	5	11	16	15	14	14	17	17	16	16	14	13
	2歳	14	15	13	16	10	11	16	15	16	16	17	17	20	21
	3歳	21	21	20	20	17	19	12	12	16	15	17	17	18	17
	4歳	24	24	24	26	20	18	19	19	12	11	16	17	17	19
	5歳	17	18	24	23	26	26	18	18	18	18	11	12	17	17
	合計	88	97	91	107	95	98	83	88	83	85	81	89	88	93

※ 広域受入児童は数字に含んでいない。

2 特別保育事業の実施状況

事業名	有無	備考
延長保育	有	
障がい児保育	有	
乳児保育	有	
一時保育	有	
延長預かり	有	
病児・病後児保育	無	定住自立圏形成協定で倉吉市へ委託
休日保育	無	〃

3 延長保育・延長預かり利用実績

事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
延長預かり	48	13	25	2	14
延長保育	154	170	195	286	174
一時預かり	36	90	160	162	42

数字は延べ人数

4 職員体制

(1) 職員数(基準日: 令和2年4月1日) 単位: 人

園長	保育士		保育補佐	調理士		事務職	合計
正規職員	正規職員	会計年度職員 フルタイム	会計年度職員 パートタイム	会計年度職員	正規職員	会計年度職員 パートタイム	
1	5	8	4	3	2	1	25

5 運営事業費

平成 27 年度から平成 30 年度までのみささこども園における運営事業費は下記のとおりです。

(単位：円)

	H27	H28	H29	H30
みささこども園運営費				
非常勤職員報酬	177,000	177,000	177,000	177,000
社会保険料	2,804,280	2,748,384	2,668,186	3,282,227
臨時職員賃金	22,088,980	22,227,230	21,846,611	25,262,214
消耗品費	1,515,979	1,490,036	1,476,020	1,468,736
燃料費	0	1,540	0	0
印刷製本費	40,000	40,000	40,000	40,000
光熱水費	3,165,880	2,977,964	3,194,158	3,289,909
修繕料(物)	0	273,045	443,464	125,172
修繕料(維持補修)	0	0	0	0
賄材料費	8,378,628	8,985,991	8,896,083	8,751,888
通信運搬費	165,764	157,999	163,214	154,833
手数料	292,880	249,622	237,620	239,160
保険料	0	0	0	0
委託料	184,680	230,040	184,680	184,680
使用料及び賃借料	79,948	80,758	58,996	59,296
原材料費	0	8,640	0	8,640
備品購入費	24,160	0	0	5,724
	38,918,179	39,648,249	39,386,032	43,049,479
正規職員人件費	51,899,839	50,007,499	54,991,920	54,992,290
障がい児保育事業				
社会保険料	760,628	543,878	573,976	279,780
臨時職員賃金	5,361,234	3,894,755	4,029,825	1,943,325
消耗品費	24,180	3,650	2,757	28,080
アレルギー食対応事業				
社会保険料	0	0	0	0
臨時職員賃金	1,055,766	1,101,277	1,053,751	75038
一時預かり事業				
社会保険料	271,040	285,455	301,892	145968
臨時職員賃金	1,898,496	2,014,240	1,897,190	1392150
保険料	2,000	20,000	20,000	20000
産休代替				
社会保険料	290,697	0	0	0
臨時職員賃金	1,892,546	0	0	724800
合計	102,374,605	97,519,003	102,257,343	102,650,910

6 委託料の試算

参考として令和元年度の実績に基づく委託料の試算は、下記のとおりです。

ただし、試算は各種、令和元年度の単価により計算しており、令和 3 年度以降の委託料の額は異なります。

(単位：円)

事業の内訳		委託料	備考
通常保育費		88,735,230	加算率 12%で試算
特別保育費	一時預かり事業	1,600,000	子ども・子育て支援交付金に定める基準額
	延長保育事業・延長預かり事業	2,346,500	子ども・子育て支援交付金に定める基準額
	障がい児保育事業	3,954,000	加配職員2名
	低年齢児受入施設保育士等配置事業	1,565,125	鳥取県保育士等配置促進事業費補助金交付要綱に定める算定基準額により算定した額
建物に係る修理、修繕費		300,000	
		98,500,855	